

令和 8 年度 大阪市の在宅医療にかかる体制について

1.在宅医療推進事業における会議体の変遷について

令和5年度まで

在宅医療・介護連携推進会議

・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制の構築について検討するため開催する。（年3回）

・医療・介護における団体の代表者で委員構成

【これまでの主な議題】

- ・事業の課題に対する健康局の取組
- ・区役所・相談支援室の取組
- ・在宅医療・介護連携推進事業における評価指標について
- ・医療施設等アンケート調査の実施状況・実施報告 等



令和6年度～

I 在宅医療推進会議

・大阪市域の在宅医療提供体制における課題整理・対応策の検討を行うため、**必要な関係者を委員として開催**する。
（年1回）

部会：

II 在宅医療・介護連携推進会議

・高齢化の進展に伴い、在宅医療を必要とする高齢者が今後も増加することから、高齢者の医療と介護の連携にかかる課題整理・対応策の検討を行うため、引き続き開催する。
（年1回）

2. 会議体の変遷に伴う委員の変更について

令和5年度まで

在宅医療・介護連携推進会議

・ 会議の構成団体

医療側

- ①大阪府医師会
- ②大阪府歯科医師会
- ③大阪府薬剤師会
- ④大阪府私立病院協会
- ⑤大阪府看護協会
- ⑥大阪府訪問看護ステーション協会
- ⑦大阪医療ソーシャルワーカー協会

介護側

- ①大阪介護支援専門員協会
- ②大阪市老人福祉施設連盟
- ③大阪市社会福祉協議会



令和6年度～

I 在宅医療推進会議

・ 会議の構成団体

左記の構成団体に、必要な委員として

大阪府理学療法士会

大阪府栄養士会

の委員を追加

部会：

II 在宅医療・介護連携推進会議

・ 会議の構成団体

同左

●課題

- ・ 高齢化の進展に伴い、在宅医療を必要とする高齢者が今後も増加することから、リハビリテーション、栄養、口腔についても一体的実施の取組を進める必要がある。
- ・ 上記にも関わらず、II 在宅医療・介護連携推進会議（部会）においては、大阪府理学療法士会や大阪府栄養士会が構成団体となっていない。

3. 今後の会議の開催方法について

		令和6年度	令和7年度	令和8年度（案）
第1回	会議名	I 在宅医療推進会議	I 在宅医療推進会議	I 在宅医療推進会議
	構成団体	医療①～⑦ 介護①～③ + 大阪府理学療法士会 大阪府栄養士会 が参画	同左	同左
第2回	会議名	II 在宅医療・介護連携推進会議	【第1部】 I 在宅医療推進会議 【第2部】 II 在宅医療・介護連携推進会議	II 在宅医療・介護連携推進会議
	構成団体	医療①～⑦ 介護①～③ 【大阪府理学療法士会 大阪府栄養士会 は参画せず】	【第1部】 医療①～⑦ 介護①～③ + 大阪府理学療法士会 大阪府栄養士会 が参画 【第2部】 医療①～⑦ 介護①～③ + 大阪府理学療法士会 大阪府栄養士会 がオブザーバーとして参画	医療①～⑦ 介護①～③ + 大阪府理学療法士会 大阪府栄養士会 が参画

大阪市の取組体制

医介事業：在宅医療・介護連携推進事業
拠点事業：在宅医療連携拠点事業

